

特別地域加算 対象地域一覧				
令和6年4月現在				
市町村		離島振興対策実施地域 (離島振興法第2条第1項による指定地域)	振興山村 (山村振興法第7条第1項による指定地域)	厚生労働大臣が別に定めるもの (H12. 2. 29厚生労働省告示第53号)
関川村			関谷村、女川村	
村上市	(朝日村)		館腰村、三面村、高根村、塩野町村	寺尾、宮ノ下、下中島、鶴渡路、上野川端、猿沢、檜原、板屋越
	(山北町)		中俣村、黒川俣村、下海府村	
	(村上市)		山辺里村、上海府村	
胎内市	(黒川村)		黒川村	
阿賀町	(三川村)		三川村、下条村、揚川村	全域
	(上川村)		東川村、上条村	
	(鹿瀬町)		日出谷村、豊実村	
	(津川町)		小川村、揚川村	
新潟市	(巻町)		浦浜村	
五泉市	(村松町)		十全村、川内村	
加茂市			七谷村	
三条市	(下田村)		森町村、鹿峠村	
長岡市	(川口町)		田麦山村	
魚沼市	(守門村)		須原村、上条村	
	(湯之谷村)		湯之谷村	
	(入広瀬村)		入広瀬村	
	(広神村)		藪神村	
南魚沼市	(塩沢町)		上田村	
	(大和町)		東村	
湯沢町			三国村、三俣村、神立村、土樽村	
十日町市	(中里村)		倉俣村	
	(松代町)			蒔平、儀明、小池、田野倉、名平、室野、蒲生、木和田原、仙納、峠、福島
	(松之山町)			松之山、松之山光間、松之山新山、松之山水梨、松之山小谷、松之山大荒戸、松之山松口、松之山三桶、松之山沢口、松之山猪之名、松之山藤内名、松之山橋詰、松之山坂下、松之山観音寺、松之山古戸、松之山湯山、松之山湯本、松之山黒倉、松之山天水越、松之山天水島、松之山藤倉、松之山中尾、松之山東川、松之山上鰾池、松之山下鰾池、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山赤倉、松之山東山、浦田
津南町				大字秋成、大字穴藤、大字結束、大字大赤沢、大字上郷大井平、大字上郷子種新田、大字上郷宮野原、大字上郷寺石、大字上郷上田、大字芦ヶ崎、大字赤沢、大字谷内、大字中深見、大字外丸、大字三箇
柏崎市			上米山村、鶴川村	
上越市	(安塚町)			安塚区
	(名立町)		名立村	
妙高市	(新井市)		矢代村	
	(妙高高原町)		杉野沢村	
糸魚川市	(糸魚川市)		上早川村、根知村、小滝村	大字御前山、大字市野々
	(能生町)		能生谷村、木浦村	
	(青海町)		歌外波村、市振村、上路村	
粟島浦村		全域		
佐渡市		全域		
※ 1 市町村欄 () は、H 2 2 以降の合併前の市町村。				
※ 2 振興山村欄は、山村振興法第 7 条第 1 項の規定による指定が旧村単位で行われているため、旧村名で表記。 <u>現在の該当住所については、各市町村にお問い合わせください。</u>				